

生総 営 1 第 3 7 5 4 号

令和 3 年 1 2 月 2 3 日

一般社団法人 東京都警備業協会

会長 鎌田伸一郎 殿

警視庁生活安全部

生活安全総務課長



警備業に係るオンライン（行政手続）による届出対象手続の追加等に関する周知
について（依頼）

寒冷の候、益々ご清栄のことと存じます。

平素より、東京都警備業協会の皆様には、警察運営各般について、深いご理解とご協力を賜り篤く御礼を申し上げます。

この度、「警察行政手続サイト (<https://proc.npa.go.jp/>)」からの届出手続について、令和4年1月4日（火）午前10時から、警備業に係る廃止の届出（警備業法第10条第1項）、護身用具の届出（同法第17条第2項）及び護身用具の変更の届出（同法第17条第2項）を対象手続として追加することとなりました。

手続追加に伴い、同サイトのメンテナンスを実施するため、令和3年12月23日（木）午後11時から令和4年1月4日（火）午前10時までの間、アクセス不可となりますので、届出対象手続追加と併せて、加盟の会員各位にご周知を賜りますようご協力をお願いします。